

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 12 月 17 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500805 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500219 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成15年7月17日の標準賞与額を45万円に、平成16年12月15日の標準賞与額を75万円に訂正することが必要である。

平成15年7月17日及び平成16年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成15年7月17日及び平成16年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月17日
② 平成16年12月15日

A社における請求期間①及び②に支給された賞与に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された「支給控除項目一覧表（平成15年7月分賞与）」、「支給控除項目一覧表（平成16年12月分賞与）」及び「振込金受領書」により、訂正請求記録の対象者は、平成15年7月17日に45万円、平成16年12月15日に75万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（平成15年7月17日は45万円、平成16年12月15日は75万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月17日及び平成16年12月15日について、訂正請求

記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成15年7月17日及び平成16年12月15日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500494 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500216 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 11 月 1 日から昭和 57 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。同社に昭和 54 年 3 月 1 日から昭和 57 年 4 月 30 日まで正社員として勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者のA社における被保険者期間又は請求期間に、同社において被保険者記録が確認できる従業員 25 人に照会したところ、回答のあった者のうち二人は請求者を記憶していたものの、いずれの者も請求者の勤務期間を記憶していない。

また、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和 55 年 11 月 1 日に健康保険被保険者証が返納されていることがうかがえる。

さらに、A社の請求期間当時の事業主は、昭和 57 年頃にB社と合併した際、A社の資料はB社に引き渡した旨回答しているところ、B社の経理担当者は、資料は既に廃棄している旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記事業主が経理及び社会保険事務を全て任せていたとする者は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500547 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500217 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 18 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 12 年 11 月から平成 16 年 1 月まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が減額処理されている。同社の事業主であったが、減額処理に同意したことはなかったので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、同社の閉鎖事項全部証明書及び厚生年金保険の記録により認められる。

また、A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間のうち、平成 12 年 11 月から平成 15 年 8 月までの期間の標準報酬月額は、当初 62 万円と記録されていたところ、平成 15 年 4 月 9 日付けで平成 12 年 11 月に遡って 9 万 8,000 円に引き下げられ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 16 年 2 月 12 日）まで継続していることが確認できる。

一方、請求者は、標準報酬月額の減額処理に関する説明は受けておらず、同意もしていない旨主張しているが、請求期間当時、相当額の保険料の滞納があったことを認めており、このことは年金事務所が保管するA社に係る滞納処分票からも確認できる。

また、請求期間当時、A社における厚生年金保険被保険者は、事業主である請求者のみであることから、請求者が、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額に一切関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500657 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500218 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 4 月 1 日から平成 3 年 11 月まで

昭和 53 年 4 月に A 社（当時の B 社）に入社し、平成 3 年 11 月に退職するまでの期間、同社において現場監督、見積書作成及び工事代金回収等の仕事をしていた。工事代金を入金していた預金通帳及び見積書を入れていた封筒を提出するので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の A 社に関する詳細な記憶及び請求者が同社における工事代金入金用として保有していたとする預金通帳が、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる代表取締役名義であることから判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記商業登記簿謄本によると、A 社は平成元年 11 月 30 日付けで解散していることから、請求期間のうち、平成元年 12 月 1 日から平成 3 年 11 月までの期間について確認することができない。

また、請求者の A 社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者の住所地を管轄する市役所は、請求者は、請求期間を含む昭和 53 年 8 月 1 日から平成 6 年 1 月 1 日までの期間において国民健康保険に加入している旨回答している。

さらに、請求者は、A 社の給与明細書等の資料を保有しておらず、上記商業登記簿謄本により確認できる代表取締役及び取締役であると思われる者に照会を複数回行ったものの回答を得ることができない上、請求者が記憶する同僚についても所在が確認できないことから照会が行えず、請求者の同社における厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A 社が厚生年金保険の適用

事業所であったことを確認できず、上記代表取締役及び取締役であると思われる者は、同社における厚生年金保険の被保険者期間を有していないことがオンライン記録により確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。